

## I R（統合型リゾート）に関するグループインタビュー（釧路会場） 議事録

日時：令和元年 10 月 25 日（金）18：30～19：30

場所：釧路市観光国際交流センター 3 階研修室 1～3

### 〔道からの説明〕

（道担当者）

週末の夕方のお忙しい中ご参加いただき、ありがとうございます。グループインタビューの経緯について、簡単に説明させていただければと思います。

I Rは **Integrated Resort** の略ですが、これは 2030 年までに外国人観光客の方々を 6,000 万人にするという国の目標に向けた施策の柱の一つという位置付けになっています。実際に I Rの設置を国に申請できるのは、都道府県と政令指定都市に限られます。その申請を受けて、全国で最大 3 か所 I Rが設置されることとなりますが、いつ認定されるかといったスケジュールについては、まだ国から示されていません。ただ、9 月に国が I Rに関する基本方針案を公表しており、そのパブリックコメント、国民の皆様の意見を聞く作業を 10 月 4 日で一回締め切っています。報道では、おそらく年明けには決まるのではないかと同時にスケジュールが示されるのではないかとされています。

北海道は、I Rの誘致に挑戦するかしないかはまだ判断していません。3 定議会の中で、知事から年内には I Rの誘致をどうするのかを判断すると申し上げたところです。こうした経緯もありますが、北海道では I Rについて、以前から効果や課題等の検討を進めていました。今年の 4 月に、I Rに関する基本的な考え方を、前任の高橋知事のときに取りまとめまして、今ホームページでも公表しているところです。

I Rについては様々なご意見が今あります。今年の 3 月にマスコミの報道で、I Rについてよく知らないという方が回答者の中の 6 割ぐらいいらっしゃったという世論調査結果がありました。北海道として今後 I Rをどうしていくのかという検討を進めていく中で、まず道民の皆様に I Rはどのようなものなのかを理解していただいた上で、ご意向を把握し、判断していく必要があると考え、グループインタビューを道内 6 圏域の主要都市で開催しています。併せて、こちらの冊子を説明する説明会を先ほどまで開催していたところで、約 30 人の方々にお集まりいただきました。こうした取組を通じまして、これからご協力いただくアンケートの結果等も参考にしながら、I Rのメリット、デメリットを総合的に勘案して、最終的に知事が判断する形になります。

本日はお手元の冊子をもとに説明させていただきますが、冊子は大きく分けて三部構成になっています。まず一つは、そもそも I Rって何かということ、海外の事例等も交えながら説明させていただきます。二つ目が、I Rを導入した場合にどういった効果があるのかを説明させていただきます。三つ目に、I Rを導入する場合に懸念される問題や課題について

て説明させていただきたいと考えています。

このグループインタビューは、20歳以上の道民の方々を対象に、約2,500人の方々を住民基本台帳の中から無作為にピックアップさせていただいて、ご案内をお送りし、参加を了承していただいた方を対象に開催しています。

冊子の1ページ目をご覧ください。そもそもIRって何ということ、IRはIntegrated Resortと先ほど申しましたが、これは会議場やホテル、ショッピング施設、レジャー施設等と、こうした施設を収益面から支えるカジノ施設を民間事業者が一体的に整備、運営するものです。日本にある施設で例えると、ディズニーリゾートのようなエンターテインメント施設に、会議場、展示場、宿泊施設を一体的に運営するイメージになります。日本型IRについては、会議場や展示場、宿泊施設が日本を代表するような規模や質を持ったものにすることが国から求められています。

次に、世界にはどのようなIRがあるのか、事例を3つ交えて説明させていただければと思います。まず2ページ目は、アメリカのラスベガスの事例です。ラスベガスというとカジノで有名な街ですが、今のラスベガスは決してカジノだけではなく、ホテル、エンターテインメント施設といった様々な施設を併設しており、サーカスとアートを融合したシルク・ドゥ・ソレイユやアーティストの方々のコンサートなどが毎晩繰り広げられる世界有数のエンターテインメントの街としての性格も持っています。また、左下にあるとおり、大規模な会議場や展示施設も併設されており、ここで多くの大規模な会議や展示会が開催されています。アメリカ国内でも有数の展示会ビジネスが盛んな地域としての性格も持っています。

3ページ目をご覧ください。今ご紹介したラスベガスのように華やかなIRもありますが、地域の自然や特性を活かしたIRもあります。ここでご紹介しているのが、ドイツのバーデン・バーデンという古くから温泉街として栄えてきたところです。この街の中にあるクアハウスが、会議場、温泉、カジノを併設した施設になります。この施設のほかに、街の中に美術館やコンサートホールなどが整備されており、街全体で一つのIRの役割を果たしています。

続きまして4ページ目をご覧ください。シンガポールのセントーサ島にあるリゾート型のIR施設になります。こちらは2010年に開業した、比較的新しいIRになります。こちらにも様々な施設が併設されていますが、右側の方にホテルや会議場などが整備されています。左側にはユニバーサル・スタジオ・シンガポール水族館、ウォーターパークなどのエンターテインメント施設を整備しており、家族3世代で楽しめるIRとして多くの国民の方が利用している施設になります。世界にはこれ以外にも様々な特性を持ったIRがあると言われています。

5ページ目をご覧ください。IRを導入した場合に期待される効果について説明させていただきます。仮に北海道にIRを設置した場合、外国人の方々を中心に観光客の方が増えるのではないかとということと、会議場や展示施設といったMICE施設を利用されるビジネス客の方々が増えるのではないかと期待されているところです。道では平成29年度に、

I Rを整備した場合、どのくらいの方々が来られるのか調査したところ、最大で年間 860 万人くらいの方が訪れるのではないかと試算しているところです。この 860 万人全ての方がカジノに行くということではありませんが、カジノ収益の一部を国や都道府県に納付することが法律の制度上規定されており、こうした入場料等の収入が最大で年間、北海道の収入として 234 億円見込めるのではないかと試算しています。こうした収入は、例えば鉄道、バスといった二次交通の充実や、中国、韓国、台湾の方々をはじめとする外国人観光客の方々の受入環境整備の安定財源として活用できるのではないかと考えているところです。これらの試算は、人口やレジャー動向、海外の I R 事例などを参考に算出したもので、I R を誘致する場合には、具体的にどれくらいの規模の、どういった施設を整備するのか明確にした上で、より精緻な試算にすることが必要だと考えています。

6 ページ目になります。観光客の方が増えるとか、税収が上がるといった効果以外にも、I R に関連する産業で雇用の創出が期待できるのではないかと考えています。I R に整備される施設はかなり大規模なものになります。こうした建設投資も組み込めることに加えて、そこで働く人々も相当な数になると予想されます。ご存知のとおり、北海道経済の課題は公共事業への依存と長年言われています。I R の整備に関し、関連する産業への民間投資が増えることによって、今まで道外に流れていた資本が道内で循環して、民間主導の経済構造への転換の一助となることが期待されています。

また、雇用が増えることによって、今北海道に希望する職種や待遇に合った職がないことで道外に流出していた若年層の方々も含め、こうした方々の U I ターンの促進にも繋がるのではないかと期待されます。

7 ページ目になります。I R にカジノを設置しなければいけないのかというご質問をよくいただきます。I R 中のカジノの位置付けは、会議場や宿泊施設といった大規模な施設を維持し、さらに魅力ある施設にするためには、一回投資しただけではなくて、新たな投資をしていかなければ陳腐化してしまう可能性もあります。そうした投資を継続して行うことが国からも求められており、こうしたものの収益源としてカジノが位置付けられています。そのために、厳しい規制と管理を設定しまして、特別に I R 区域内の中でカジノが合法化されることとなります。カジノの収益は、こうした I R の投資と維持だけに使われるのではなく、15%が国、15%が都道府県に納められて、公益のために活用されることが法律の中で決まっています。こうした公益のためにギャンブルが合法化されている事例として、宝くじ、競輪、競馬等があり、下の表に取りまとめています。

8 ページになります。カジノを認めている国はどのくらいあるのかということで、2013 年の時点で世界には 201 か国・地域があり、その中で 127 か国・地域で合法化されている状況です。こうした国ではカジノへの入場料徴収ですとか、依存症対策といったものを行って、I R の規制管理を行っているところです。日本におきましても、I R の制度設計を行う際に、シンガポールやラスベガスがあるアメリカのネバダ州などを参考にして、厳しい水準の規制が設けられたと言われています。

9 ページをご覧ください。日本には既に、競馬、競輪、パチンコ等、様々なギャンブル等があり、そうしたものと I R に設置されるカジノを比較した資料になります。公営競技として中央競馬、競輪、オートレース等があり、全国各地に開催場所があると同時に、場外発売所も全国各地に設置されています。また、パチンコは現在全国で約 1 万 1,000 店舗設置されています。一方、I R は全国で最大 3 か所のみ認められることになっており、I R の中に設置されるカジノの面積は、全体の面積の 3 % 以内に抑えなければいけないことになっています。

また、アクセスの面では、競馬や競輪等は今インターネットやパソコン、スマートフォンでも馬券やその投票権を購入できる仕組みになっていますが、I R に設置されるカジノについては、オンラインカジノは禁止されています。さらに、カジノへの安易な入場を抑えるために、日本人等は 1 日 24 時間当たり 6,000 円の入場料が徴収されることになっています。

最後になりますが、I R やカジノの設置に伴って懸念される問題や課題についての説明になります。まず、ギャンブル依存症の問題がよく言われるところです。カジノ設置に伴いまして、新しいギャンブルを解禁することでギャンブル依存の問題が発生するリスクがあるのは事実だと思います。こうしたリスクを最小化するための対策として、国ではカジノの入場規制のほか、既存のギャンブルも含めた相談支援、予防教育といった総合的な依存症対策を行うこととしています。具体的に申しますと、法律に基づく体系的なギャンブルの依存症対策は、これまで行われていませんでした。昨年、ギャンブル等依存症対策基本法が成立しまして、国としてギャンブル等依存症対策にどう取り組んでいくのかをまとめた基本計画が公表されました。この計画に基づいて、都道府県として依存症対策の推進計画を策定することができることとされており、北海道としてこの推進計画の策定に取り組んでいるところで、年度内にこの推進計画を策定することを目標に、今検討を行っています。

11 ページをご覧ください。こうしたカジノを解禁した国で、ギャンブル依存症が増えているのかを示した資料になります。定量的、定期的なデータは多くはないのですが、シンガポールの事例を参考に説明させていただきたいと思います。シンガポールでは 2010 年に I R を開業しましたが、開業前から国内のギャンブル依存症の疑いがある方の実態調査を実施しており、3 年毎に調査・公表をしています。シンガポールには、I R が開業される前からカジノ以外のギャンブルがありました。その中で、依存症の疑いがある方が 2.9% いらっしやったのですが、直近の調査の 2017 年の時点では 0.9% まで減少しているという実績になっています。これについては、シンガポールでは I R の導入を契機に、開業前から依存症対策の国家機関や専門クリニックといったものを設立するなど、既存のギャンブルを含めた包括的な依存症対策を進めてきた成果が出ているのではないかとされています。

12 ページをご覧ください。こうしたシンガポールのような事例がある一方で、I R がうまくいかなかった事例もあります。事例として二つご紹介させていただきます。まず、事例 1 については、その国の方々が入場できるカジノを 1 か所設置しましたが、ギャンブル依存症等の影響対策をしっかりとらなかったことで、乗っていた車や持っていた貴金属を質

入れして、そのお金をカジノに使い込んでしまう人や、帰りの交通費までカジノに使ってしまう方々が続出し、依存症や治安の悪化が問題になった事例になります。現在、この国ではこうした経験も踏まえて、事業者による依存ケアセンターを設立して依存症対策を行うとともに、規制として入場回数を制限するといった取組が行われています。

また、事例の二つ目になりますけれども、こちらはリゾート地として有名な地域です。税収増を目的としてカジノを解禁した地域になりますが、周辺地域でも同様の施設の整備が進みました。この地域はカジノの収益に頼って、ビジネス需要の取り込みやエンターテインメント施設の開発をしてこなかったことで、周りに同じようなカジノができたことにより競争が激しくなり、カジノの倒産が相次いだ事例になります。この地域につきましては、現在、倒産したカジノの施設を引き継ぎ、カジノに依存しないビジネス需要の取り込みや、ショーやクラブといったエンターテインメント施設への新たな投資を行う事業者が出てきています。北海道でIRを検討する場合、うまくいかなかった事例もしっかり踏まえて、様々な影響を想定して対策を検討することが重要と考えています。

13 ページ目をご覧ください。問題としては依存症の問題だけではなく、青少年の方々の健全育成への影響、治安の悪化を懸念される声もあります。カジノイコール反社会的勢力というイメージがなかなか抜けないところもあるようです。こうした反社会的勢力を排除するため、国はIRの法律の中で、IRを運営する事業者や従業員の方々は当然のことながら、株主や取引先の中にも反社会的勢力がないか徹底的に背面調査を行うこととしています。こうした人が会社の役員や従業員にいたりするとカジノの免許がもらえない、ひいてはIRの運営ができない制度設計がなされています。また、こうした反社会的勢力のカジノ施設への入場についても、マイナンバーカードを活用して本人確認を行うこととされており、反社会的勢力は入場できない仕組みになっています。

青少年の方々の健全育成に関しましては、当然20歳未満の方々は法律でカジノへの入場が禁止されています。また、こうした方々がカジノ施設の広告を目にしないように、広告の出せるところを空港の国際線到着ロビー等に限定する等の規制がされており、青少年の方々がカジノ広告を目にする機会が制限されるような対策が講じられています。

14 ページになります。懸念される問題以外にも整理すべき課題があります。北海道は4月に取りまとめた「基本的な考え方」の中で、IRを誘致する場合には、新千歳空港に近接した苫小牧市の候補地を優先することが妥当という考え方をお示ししました。まず、この候補地に誘致する場合の課題として、自然環境への配慮が必要だと考えています。ご存知のとおり、北海道には自然や食といった他の地域にはない魅力があり、こうした魅力を活かしていくためにも自然環境と調和した施設とすることが必要だと考えています。

また、大規模な会議場やホテル等を整備することが求められています。こうした今まで道内にはない規模の施設を継続的に運営していける仕組みづくりをしっかりと検討することが重要だと考えています。

また、今現在この候補地は森林原野であり、上下水道や電気といった社会インフラが整備

されていません。これらをどう整備していくのかという課題もあります。

この後、ご質問やご意見を忌憚なく言っていただければ幸いです。ご清聴ありがとうございました。

#### 〔ご意見・質疑等〕

(参加者A)

5ページの効果のところですね。既存のギャンブル等も含めた総合的なギャンブル依存症対策について具体的に…。

(道担当者)

これは、IRの収入をこうしたものに使えるのではないかという例としてお示しています。当然、依存症対策をしっかりやっていくことが重要になってきますけれども、そうしたものの安定した財源として使うことも想定されています。また、IR整備法の中で、IR事業者に対し、カジノ入場者からの相談に応じるための体制の整備が義務づけられています。既存のギャンブル等も含めて推進計画をつくる中で、国や都道府県、市町村が連携して取組を進めていくのですが、具体的な取組は今計画をつくっているところなので、現段階で決まっているものはまだありません。

(参加者B)

カジノの面積が3%くらいになるとおっしゃっていたのですが、どこにつくるのかわからない部分に対しての3%と言ったら相当小さいものになると思います。例えば、最初に言っていたディズニーランドくらいの面積だとして、そこでカジノを3%くらいでつくるとしたら、8億円くらいになってしまうのではないかなと。それでラスベガスみたいな感じになるとは思えないし、どこから3%が出てきのかなというのがあります。

(道担当者)

IRにつくらなければいけない会議場とか展示場の規模要件を申しますと、会議場で最大6,000人、展示施設であれば最大12万㎡です。東京にビックサイトというモーターショーをやっている展示施設が9万5,000㎡なので、それより大きいものが求められています。宿泊施設については客室面積が10万㎡以上と求められています。それ以外に、魅力増進施設や送客機能施設を設けることになっており、その他に例えばディズニーランドのようなテーマパークやエンターテイメント施設を複合的に整備できることになっていますので、必ず設置しなければならない施設だけでもかなりの規模にはなると思います。ただ、趣旨としては無尽蔵にカジノを広げてはいけないと規制するために3%という制約が設けられているということです。

(参加者 B)

苫小牧で、昨日だか一昨日くらいのニュースで反対している人たちが騒いでいたという感じが見受けられたのですけれど。

(道担当者)

一昨日、苫小牧で地域説明会を開催し、約 200 人の方々に来場いただきました。

(参加者 B)

外とかでやっていた…。

(道担当者)

朝、市役所の前で活動されていたと聞いています。その反対派の方々が説明会に参加されたかどうかはわかりませんが。

(参加者 B)

皆さん、いろいろな意見がありますが、I Rが良いのか悪いかは、今聞いていてもわからない。

(道担当者)

多くの方がそうしたご意見をお持ちなのかなと思ってまして、I Rについて知っていただくためにこの冊子でご説明して、ご意見やご質問をお受けしている状況です。せっかくの機会ですので、わからない点についてなんなりとご質問していただいて結構です。

(参加者 A)

私、北海道に引っ越してきたばかりです。だから、まだ観光という気持ちでいるのですが、北海道に住まわれている方からしたら、あまり良い意見ではないかもしれないですけど、リゾート的なものが増えれば良いなど、施設ができれば足を運びたいというのが率直な意見です。

北海道のイメージに合って、自然のイメージが崩れないような施設、具体的に言ったら、星野リゾートが運営しているようなその土地に合った施設ができたらいいと思います。

(道担当者)

北海道はやはり冷涼な気候ですとか、自然、ウインターリゾート等が強みでもありますし、自然環境が豊かな土地でもありますので、強みを活かしながら環境対策をしっかりやっていくのは非常に大切なことだと考えています。北海道がI Rの誘致に挑戦すると判断をし

た場合、国への手続きの中でどういった施設ができるのかが明らかになったときに、具体的に初めて皆さんにお示しすることができるのではないかと考えています。

(参加者B)

バーデン・バーデンというところは、カジノはあるのですか。

(道担当者)

クアハウスの中にカジノも整備されています。この中に会議場もカジノも温泉施設もあります。

(参加者A)

イメージとして近いのはシンガポールの…？

(道担当者)

いわゆる大阪ですとか横浜が都市型で、北海道はリゾート型とはよく言われています。シンガポールには2つのIRがありますが、よくテレビに出てくる、3つ建物があって上がプールで繋がっている「マリーナベイ・サンズ」があります。あれとセントーサのIRになりまして、いわゆる都市型が前者のイメージで、リゾート型が後者のイメージだと思います。

(参加者B)

土地はどこから持ってくるのですか。

(道担当者)

苫小牧の候補地は民間企業が所有している土地で、今、市と地権者で話し合っています。

(参加者B)

そしたら、新幹線の延伸みたいに、札幌まで伸びるのが頓挫しているように時間がかかって、苫小牧に決まったとしてもずっと延びてしまうこともあるのですか。

(道担当者)

土地の話は、当事者は苫小牧市ですが、報道等によると、IRの誘致が決まったら寄付をするという話もあったように聞いています。

(参加者B)

マイナンバーカードだけで、反社会的な人の本人確認とか、全てわかるものなのですか。



(道担当者)

国として制度設計、システムづくりは今後になると思うのですが、国は、警察や公安と情報共有、連携をして、そうした情報をマイナンバーカードで確認できるような仕組みを検討することとしています。

(参加者B)

いわゆる半グレみたいな人とかも排除できるのか。

(道担当者)

法律用語で反社会的勢力はやはり暴力団関係者になります。

(参加者B)

そしたら、別に犯罪を犯していた人くらいだったら問題なく入れるということですよ。

(道担当者)

そこをどうするかは国の今後の検討になると思います。

(参加者A)

カジノに関しては、海外の観光客向けになるのですか、方針として。

(道担当者)

I R自体が外国人観光客 6,000 万人の起爆剤と位置付けられているので、当然外国人観光客の方を中心に日本の魅力を発信して来ていただくのが一つの目的になると思います。そうした趣旨からしても、日本人の方々も利用できますが、入場料がかかったりという部分もありますので、海外の事例などを考えますと、おそらく海外の富裕層の方々が主なお客さんと想定しています。

(参加者B)

ニセコみたいになってしまうということですか。外国人観光客がいっぱい冬には来て…。

(道担当者)

I R自体はいろいろな施設がありますので、近くにお住まいの方々、北海道の方々の方がアクセスしやすい面もあると思います。外国の方もいらっしゃいますし、日本人の方々も道内の方々もいらっしゃるような施設になると思います。

(参加者B)

決まりましたって言うってから何年くらいで建つのですか。10年、20年先の話なのですか。

(道担当者)

2030年に6,000万人という目標がありますので、国は2020年代半ばの開業を目指して、制度をつくったとされています。

(参加者A)

先日、新千歳空港にいましたが、よその空港と比べて、長く滞在していてもすごく楽しかったです。釧路までの電車まで大分時間があるから暇を潰さないといけないので。子供さんも遊べるし、温泉施設もあるし、良いところだなとも思っているのですが、人が少ない。だからもったいないとっていて。観光客が増えれば、空港もそうですし、駅とかもJRの本数が、単線なので増えはしないのかもしれないですけど、整備されるのではないかなと思います。

(道担当者)

そうした効果をどれだけ高めていくのかが重要なポイントになりますし、影響される懸念・問題をどれだけ小さくしていくことができるのか。こうしたことを勘案し、最終的に判断します。

(参加者B)

もし候補地が決まってつくるとなったとき、誰が先頭に立ってつくるものなのですか。さっきおっしゃっていた星野リゾートとか、すごい人が何人か経営者の中にいると思うのですが、そういう人に頼るのかなと思ったのです。それから、どういった人につくってもらえるのかなと一瞬思った次第です。

(道担当者)

法律的な枠組みでは、国に申請できるのは都道府県と政令指定都市です。ホテル等の施設を整備するのは民間事業者になります。その民間事業者は単独でも、他の会社と組んでもできますし、日本の会社でも、外国の会社でもよいこととなっています。

(参加者B)

外国資本の企業だったり、資本家だったりする人が入ってくることもあるのですか。

(道担当者)

あります。特にカジノの運営については日本の企業はあまりノウハウがありませんので、IR事業者といわれる外国の企業が多いのではないかと思います。ただ、実際日本でつくる

ときに、その会社はどこになるのか、例えば外国の資本と日本の資本が連携してやっていくのかといったことについては、例えば大阪の例でいくと、大阪の I R に興味を示している海外の事業者が、日本のオリックスという会社と連携して取組を進めていくと公表しました。横浜が 8 月に I R 誘致をすると表明されましたけれども、今後横浜でも日本の企業と海外の企業のどこが連携するのかが表に出てくると考えています。

(参加者 A)

今後するのですか。

(道担当者)

その結びつきは民間企業同士なので、おそらくお互いの方針だとか、そういうものが合えば連携するのではないかと思います。都道府県が事業者を選定する際には、公募することが決められています。

(参加者 B)

誰が先頭を切ってやるかによって、全然話が変わってくるということ？

(道担当者)

法律の中で様々な規制や枠組みがありますので、そこはどかがやるにしても必ず守らなければいけないことになります。逆に守らない、守れないのであれば、選定されません。

(参加者 B)

失敗しちゃったというのがありましたが、こういう風になるのも怖いと思います。12 ページの左側の治安悪化は、日本の国家で対策ができるのだろうけれど、右側の方はなりそうだと僕は思いました。

(道担当者)

I R が認定されるのは全国で最大 3 か所に限定されることもありますし、過去に日本にできた様々なリゾート施設が運営の面まできちり管理監督できなかったという問題もあり、今回 I R 整備法が制定される中で、国が事業者と都道府県等のつくった計画を毎年必ずチェックすることになっています。計画通りに運営ができていない場合には指導が入ったり、最悪の場合は免許の取消しになります。そういった枠組みによって、きちんと経営ができるような仕組みを国が法律で定めています。

(参加者 B)

ギャンブル依存症のシンガポールの話とかも、こんなにうまくいくのかなと。今でさえパ

チンコ依存症の人がいっぱいいるのに。

(道担当者)

日本には、大分前から多くの種類のギャンブルがありましたが、法律に基づいた対策をしてこなかったことがあり、今回ギャンブル種毎の対策を盛り込んだ国の基本計画がつくられたところです。そうした計画に基づいて、都道府県、市町村が依存症の対策に取り組む必要があります。

(参加者B)

だけど、パチンコってギャンブルではないですよ。

(道担当者)

ギャンブル等の等がパチンコです。遊技なので、ギャンブルではないです。

(以上)